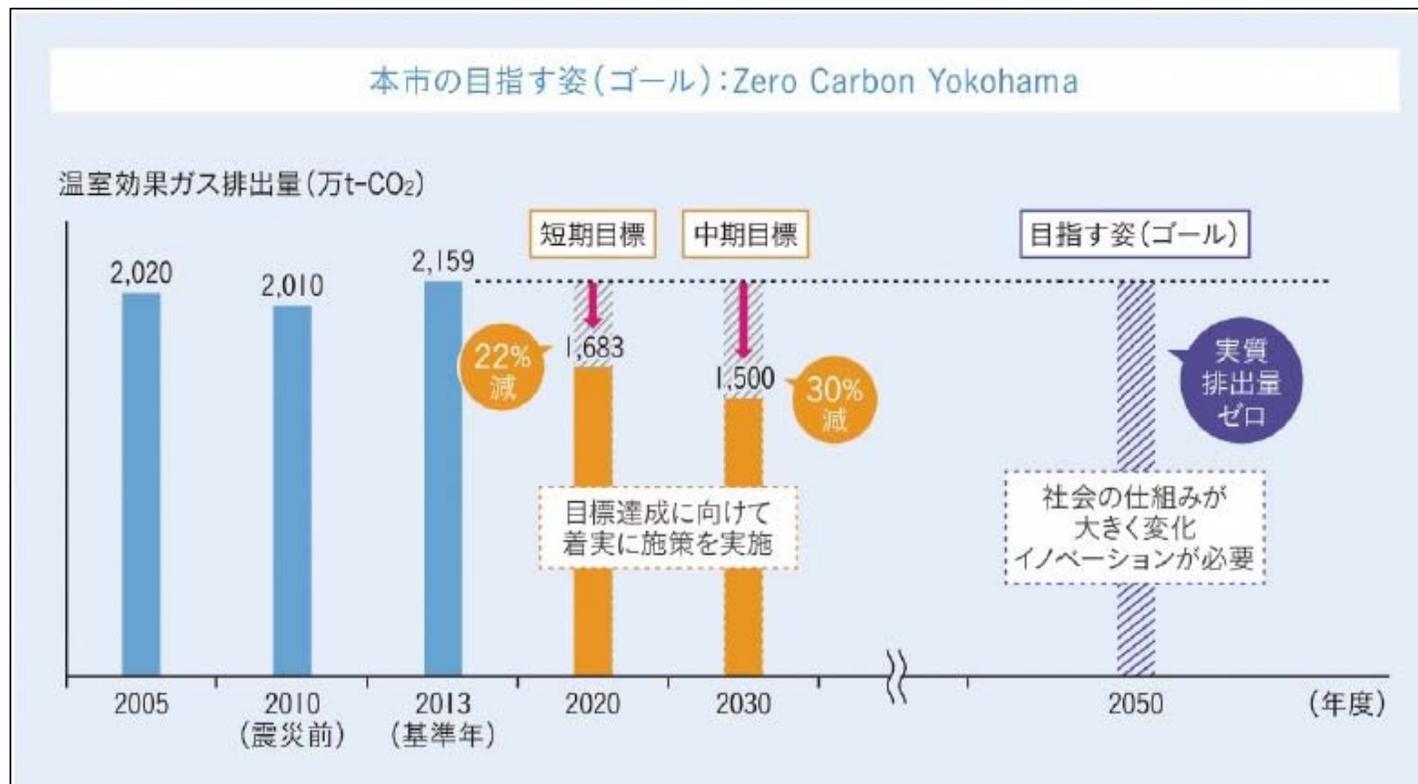


地球温暖化対策

- 1 脱炭素化の実現
- 2 再生可能エネルギーの活用
- 3 低炭素電気選択の促進

1 脱炭素化の実現

平成30年（2018年）10月に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画では、「2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を本市の温暖化対策の目指す姿（ゴール）としています。



横浜市の温暖化対策／SDG s 未来都市 Vol.8.1パンフレットより

1 脱炭素化の実現

脱炭素化の実現に向けた取組を推進するため、次のとおり改定します。

【改定案】 《別記》 事業別の配慮事項（基本的な配慮事項） ・ 対象となる事業の分類：全10事業

現行	改定案
<p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境管理計画（生物多様性横浜行動計画）」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、<u>低炭素型まちづくりを進めるため</u>、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	<p>(1)計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境管理計画（生物多様性横浜行動計画）」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、<u>脱炭素化※の実現に向けて</u>、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>

※脱炭素化：温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又はマイナスにすること

1 脱炭素化の実現

《本文》第4 計画段階配慮の検討手順

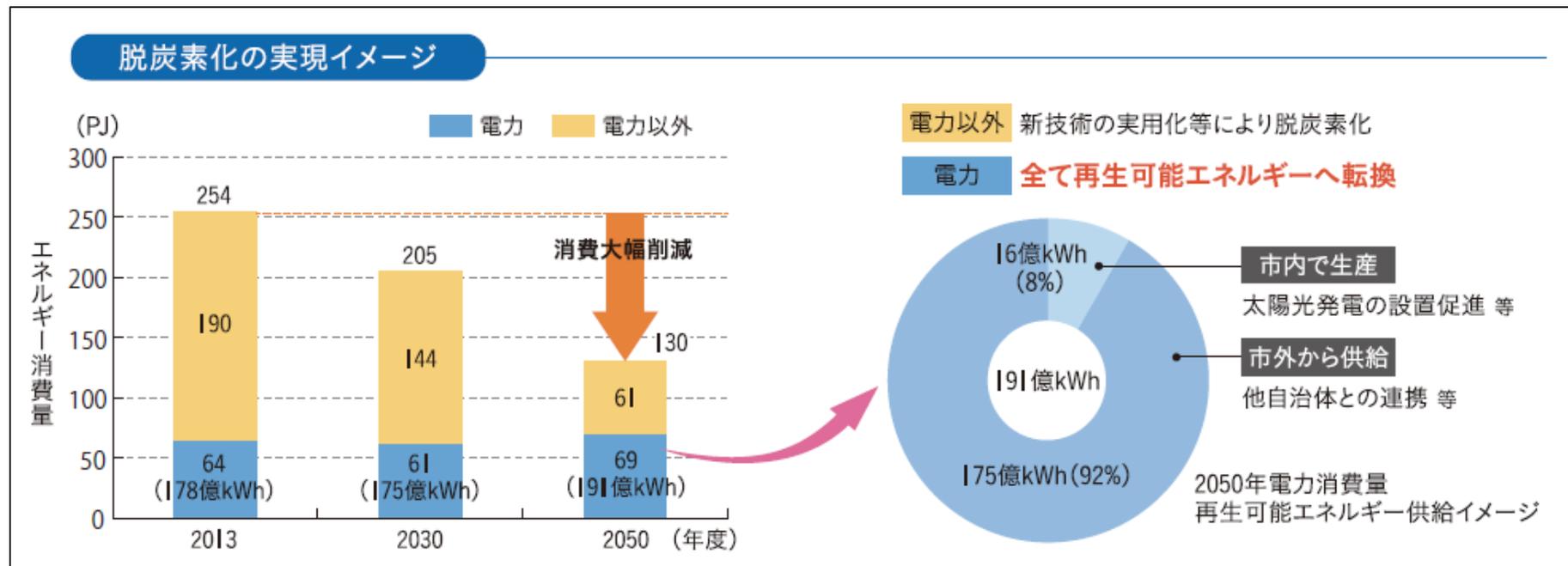
現行	改定案
<p>1 事業計画の立案</p> <p>事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、<u>低炭素型まちづくり</u>や生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。</p>	<p>1 事業計画の立案</p> <p>事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、<u>脱炭素化※</u>や生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。</p>

※脱炭素化：温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又はマイナスにすること

2 再生可能エネルギーの活用

平成30年に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」や「横浜市環境管理計画」では、バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの導入拡大を温暖化対策の一つとして位置づけています。

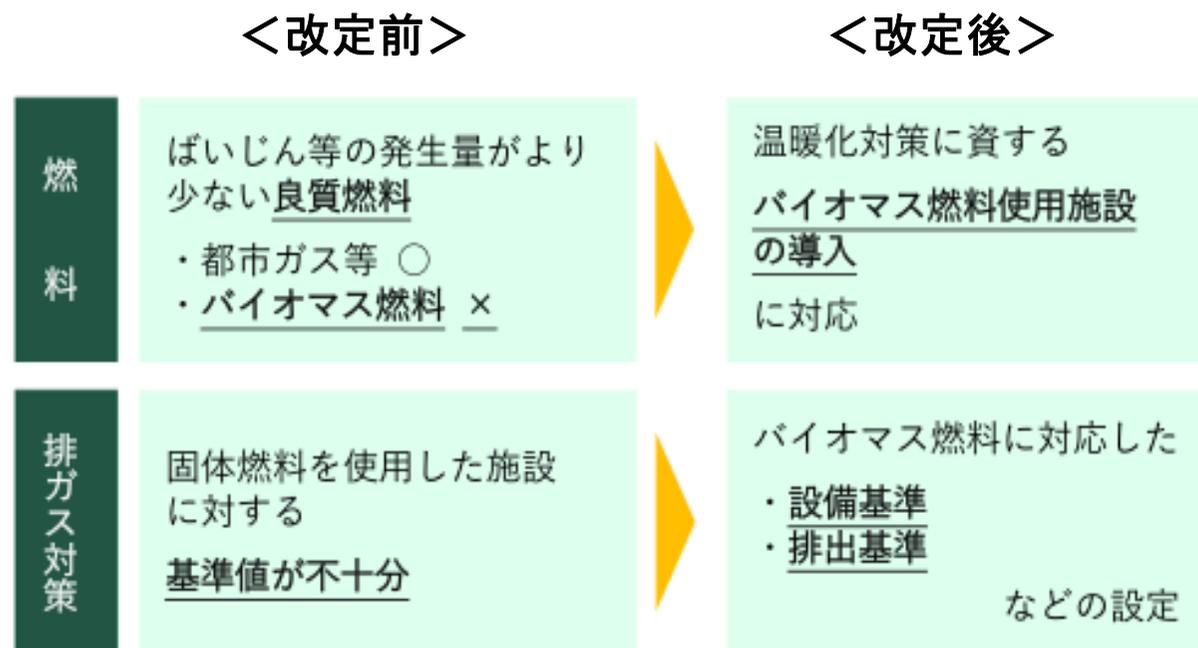
(※バイオマス燃料の例：木質チップ、バイオディーゼル燃料等)



横浜市の温暖化対策／SDG s 未来都市 Vol.8.1パンフレットより

2 再生可能エネルギーの活用

本市では大気汚染防止の観点から、熱源・燃料は「電気又はガス」を使用するよう指導してきましたが、温暖化対策の観点から、バイオマス燃料の活用に対応するために「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等」を改定し、排出基準等を設定しました。（令和2年4月施行）



生活環境保全推進ガイドライン年次報告書（2018年度実績）より

2 再生可能エネルギーの活用

現行の指針は熱源・燃料の使用を「電気又はガス」に制限していることから、再生可能エネルギーの活用を促進するため、次のとおり改定します。ただし、大気汚染防止に関するその他の事項については、引き続き配慮を求めます。

【改定案】 《別記》事業別の配慮事項（本事業に係る配慮事項）

現行	改定案
<u>熱源・燃料は、電気又はガスを使用する。</u>	削除

・対象となる事業の分類：工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道終末処理場の建設

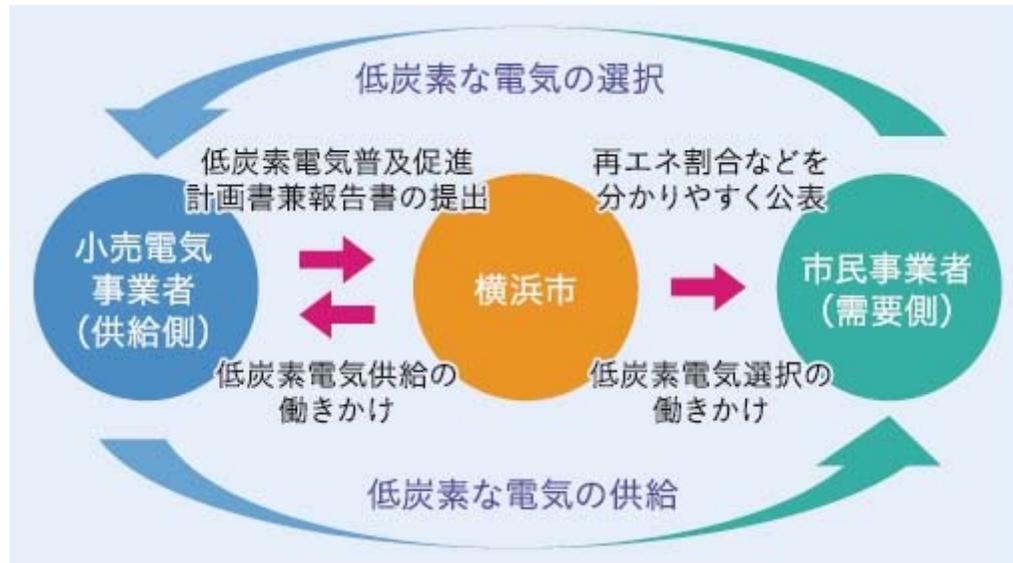
【参考】 大気汚染防止に関するその他の配慮事項

最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。

ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。

3 低炭素電気選択の促進

- 脱炭素化を実現するためには、二酸化炭素の排出量が少ない電気（低炭素電気）を積極的に選択することが重要です。
- 平成28年（2016年）4月には、電気の小売全面自由化が開始されました。
- 令和元年度（2019年度）に創設した「横浜市低炭素電気普及促進計画書制度」により、市内に供給する小売電気事業者の排出係数等の情報が公表されるようになりました。



「横浜市低炭素電気普及促進計画書制度」

- ・横浜市内に供給する「電気の低炭素化」と、市民・事業者による「低炭素な電気を選択」の促進を目的として整備。
- ・小売電気事業者は、温室効果ガス排出抑制の計画や実施内容等（排出係数、再生可能エネルギー導入率等）を市へ報告。
- ・横浜市は、小売電気事業者の取組内容を公表。

3 低炭素電気選択の促進

事業者への低炭素電気の選択を促すため、次のとおり改定します。

【改定案】 《別記》 事業別の配慮事項（本事業に係る配慮事項）

現行	改定案
<p>建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、<u>調達が可能なる場合はグリーン電力の導入に努める。</u></p>	<p><u>使用する電気は低炭素電気※を選択するよう努めるとともに、</u>建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</p>

・対象となる事業の分類：工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道終末処理場の建設、飛行場の建設、高層建築物の建設、運動施設・レクリエーション施設等の建設、開発行為等に係る事業

※低炭素電気：再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量が少ない電気